

保護者のみなさまへ

豊能町教育委員会

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

就学援助とは、経済的な理由により豊能町立小・中学校等への就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を援助する制度です。

就学援助を希望される方は、認定基準がありますので、次の事項をお読みの上、お申込みください。

◎援助を受けられる方

○生活保護を受けている。

○前年度または当該年度において、次のいずれかに該当される方（以下、主な該当事項）

- ・生活保護が停止または廃止になったが、なお就学に必要な経費に困っている。
 - ・町民税非課税または減免を受けている。
 - ・個人事業税の減免を受けている。
 - ・国民年金保険料の全額免除または国民健康保険税の減免を受けている。
 - ・児童扶養手当を受給している。（児童手当や特別児童扶養手当は該当しません。）
- など、所得や家族の状況等を総合的に判断し、教育委員会が認定します。

○前年中の家族全員の合算した所得が生活保護法による需要額に1.3を乗じた額以下である。

◀認定基準所得の例▶

それぞれの家族構成や年齢等によって額が異なります。

令和5年4月1日現在の満年齢

家族構成	認定基準所得額の目安
3人家族（父30歳代、母30歳代、小学生）	約250万円以下
3人家族（父30歳代、母30歳代、中学生）	約268万円以下

※上記のほか、特別な事情により生活が困窮していて、就学援助を希望される方はご相談ください。

- ◎ご相談・申込先 ⇒ 教育委員会または学校にご印鑑と就学援助費の認定基準を証明する書類等をご持参ください。（郵送も可）
町ホームページにも掲載されておりますので、そちらもご確認下さい。
（「就学援助」と検索して下さい）

◎申込期間と支給対象となる月 ⇒ 以下の表のとおりです。

申込期間	支給対象となる月
4月～7月	4月分から支給
8月～11月	8月分から支給
12月～3月	12月分から支給

※転入の方は、転入学後、速やかに申し込んでください。

なお、転入学日が転入学月の16日以降の場合は、転入学月は支給対象月となりません。

(例) 5月15日に転入学の場合：5月分から支給

5月16日に転入学の場合：6月分から支給（転入学日が転入学月の16日以降のため、5月分は支給対象となりません。）

◎認定結果 ⇒ 審査の結果、認定された方には認定通知を送付します。

◎参考資料：令和4年度の就学援助費の額（令和5年度の金額は、以下の金額より変更される場合があります。）

(年額)

援助費の項目	小学校	中学校
学用品・通学用品費	1年 11,630円	1年 22,730円
	2～6年 13,900円	2～3年 25,000円
校外活動費	日帰り 1,600円まで	日帰り 2,310円まで
	宿泊 3,690円まで	宿泊 6,210円まで
新入学児童生徒学用品費	1年生 54,060円	1年生 60,000円
	※ 令和5年3月に入学前支給を受けられた方には支給されません。（ただし令和5年度に支給額が変更され、差額が発生した場合は差額分を支給）	
修学旅行費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
※ 医療費については、法律に定められた疾病で、学校の健康診断時に治療の指示を受けた場合のみが、対象になります。他の制度（生活保護等）の無料で治療を受けられる場合を除いた場合の保護者負担分を援助するものとします。（全ての医療費が対象ではありませんので、病院に行かれる前に学校にご相談ください。）		

※就学援助費は、年3回に分けてご指定の口座に振り込みます。

(問い合わせ)

豊能町教育委員会事務局

教育総務課 (TEL 739-3426)